

スルガ銀行カードローンV i s a 一体型カード特約

第1条（スルガ銀行カードローンV i s a 一体型カード）

1. スルガ銀行カードローンV i s a 一体型カードならびに各種提携一体型カード（以下「本カード」という。）とは、スルガ銀行株式会社（以下「当社」という。）の当座貸越のスルガ銀行カードローンとしての機能（「スルガ銀行カードローン契約規定」により定められた機能をいい、以下「スルガ銀行カードローン機能」という。）と当社のスルガ銀行カードローン（V i s a 機能付き）としての機能（「スルガ銀行カードローン（V i s a 機能付き）会員規約」により定められた機能をいい、以下「デビットカード機能」という。）を一体化し、双方の機能を1枚で提供するカードのことをいいます。
2. 「スルガ銀行カードローン契約規定」、「スルガ銀行カードローン（V i s a 機能付き）会員規約」ならびに「スルガ銀行カードローンV i s a 一体型カード特約（以下「本特約」という。）」を承認のうえ、当社に一体型カードの利用を申し込み、当社が認めた方（以下「利用者」という。）に対し、当社は、「スルガ銀行カードローン契約規定」により発行されるスルガ銀行カードローン（以下「スルガ銀行カードローン（当座貸越）」という。）に代えて本カードを発行し、貸与します。
3. デビットカード機能の売買取引債務決済は、本カードの当座貸越で行なうものとします。

第2条（本カードの所有権）

1. 本カードの所有権は、当社に帰属します。
2. 利用者は、本カードを他人に譲渡、質入してはならず、また他人に貸与、占有または使用させることはできないものとします。

第3条（本カードの発行）

本カードの発行は、当社、あるいは当社が指定する第三者に委託して行なうものとします。

第4条（本カードの送付）

本カードの送付先は利用者が当社所定の方法により届け出た自宅の住所とします。ただし、初回発行時に限り勤務先住所を選択できるものとします。

第5条（有効期限）

1. 本カードの有効期限は、当社が定めるものとし、本カード上に表示した月の末日までとします。
2. 本カードにおけるスルガ銀行カードローン機能の利用有効期限は、スルガ銀行カードローン会員規約第6条第1項の定めによらず、契約成立から5年後の応当月末日までとします。ただし、利用者または銀行から期間満了日までになんらかの申出がないときは、さらに5年間自動更新し、その後も同様とします。
3. 当社は、本カード有効期限までに退会の申出がない利用者で、かつ当社が引続き利用者として認めるとき、有効期限を更新した新たなカードを発行します。
4. 利用者が満70歳に達した後、最初に到来した有効期限以降は本カードの発行は行なわず、スルガ銀行カードローン契約規定に定める単体のスルガ銀行カードローンを発行します。
5. カードの有効期限内であっても、発行後1年間利用がない等の理由により当社が必要と判断したときは、単体のスルガ銀行カードローンへの切替えを行なうことがで

きるものとしします。

第6条（紛失・盗難等）

1. 利用者は、本カードが紛失・盗難、偽造・変造等（以下総称して「紛失等」という。）にあったときには、ただちにその旨を当社に通知し、最寄りの警察署に届出を行なうものとしします。
2. 紛失等の通知を当社がうけたときには、速やかにスルガ銀行カードローン機能ならびにデビットカード機能の両方を停止するものとしします。
3. 利用者は、本カードが紛失等にあったときには、本条第1項の通知のほか、当社所定の方法により届出を行なうものとしします。
4. 本カードの紛失等により生じた損害の処理について、スルガ銀行カードローン機能においては利用者と当社の間で「スルガ銀行カードローン契約規定」が適用され、デビットカード機能においては利用者と当社の間で「スルガ銀行カードローン（V i s a 機能付き）会員規約」がそれぞれ適用されるものとしします。

第7条（届出事項の変更）

1. 住所、氏名、電話番号、勤務先等に変更があったときには、利用者は遅滞なく当社所定の方法により届出を行なうものとしします。
2. 前項のうち、氏名に変更があったとき、本カードを併せて当社に提出するものとしします。なお、新カードが交付されるまでの間、利用者は本カードを利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当社は責任を負わないものとしします。

第8条（デビットカード機能の一時停止）

1. 利用者が本特約または「スルガ銀行カードローン（V i s a 機能付き）会員規約」に違反し、もしくは違反するおそれがあるときには、当社はデビットカード機能を一時停止または会員資格の取消しをすることができるものとしします。
2. 当社が本条第1項によりデビットカード機能の一時停止を行なったときならびに「スルガ銀行カードローン（V i s a 機能付き）会員規約」に定める会員資格の取消しを行なったとき（以下総称して「一時停止等」という。）には、同時にスルガ銀行カードローン機能も利用できなくなるものとしします。このとき、当社は、当社所定の判断により、スルガ銀行カードローン（当座貸越）等のカードを会員に発行し貸与することができるものとしします。
3. 一時停止等のときに当社から新たに当社所定のカードが発行されるまでの間、利用者はスルガ銀行カードローン機能等を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当社は責任を負わないものとしします。
4. 一時停止等のときには、当社は利用者に事前の通知・催告等をする事なく、当社指定の現金自動預入支払機や当社グループの加盟店等を通じて、本カードを回収できるものとしします。利用者は当社から本カード回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとしします。

第9条（再発行手数料）

1. 本カードの再発行を申し込むときは、当社所定の方法で手続するものとしします。
2. 当社が前項に定めるカードの再発行に応じるときは、当社所定の手続を行なった後に再発行するものとしします。
3. 本条第1項に定めるカードが再発行されるときには、利用者は当社所定の手数料を支払うものとしします。

第10条（情報の管理ならびに同意）

1. 利用者は、当社が情報処理・事務処理を委託する会社に対して、本カードの取扱いに必要な範囲において当座貸越番号、スルガ銀行カードローン（V i s a 機能付き）会員番号等の利用者情報を提供することについてあらかじめ同意するものとします。
2. 利用者は、当社と当社が情報処理・事務処理を委託する会社との間において、利用者に関する属性、信用状況の照会または情報の提供もしくは交換が行なわれることについてあらかじめ同意するものとします。

第11条（規定の準用）

本特約に定めのないときは、本カードのスルガ銀行カードローン機能については、「スルガ銀行カードローン契約規定」、デビットカード機能については、「スルガ銀行カードローン（V i s a 機能付き）会員規約」を準用するものとします。

第12条（特約の変更）

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この特約を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

以上

2020年4月1日現在